

## 広がりを見せる警察など公共機関の匿名発表

### ー J R 福知山線事故などのメディア報道からの考察ー

木村 邦彦

岡山理科大学総合情報学部社会情報学科  
(2005年9月30日受付、2005年11月7日受理)

#### 1. はじめに

強制捜査権を持つ警察をはじめ公共機関において、実名発表を避ける傾向が最近強まっている。2005年4月25日に兵庫県尼崎市のJR福知山線で発生した電車脱線転覆事故は、死者107人、負傷者は約550人という大惨事となったが、死亡した一部の被害者の家族らが警察による実名発表を拒み、匿名で新聞に掲載されたり、テレビなどで放送される事態が起こった。福知山線脱線事故は戦後の日本における列車事故では、死者の数では1963年11月の横須賀線鶴見駅の脱線衝突事故による161人に次ぐ、7番目の大惨事である。新聞やテレビをはじめとするマス・メディアの取材は総動員体制だった。結果として懸念されているメディアスクラムを引き起こし、新聞読者やテレビ視聴者など一般市民との間にある“感情の溝”を広げた。同時にこの事故は、マス・メディアに突きつけられているもう一つの課題である「実名報道と匿名報道」を浮き彫りにもした。メディアスクラムをはじめとするメディアと市民の間にある「溝」についての考察は、岡山理科大学総合情報学部社会情報学科の社会分析研究会が7月に発行した「社会科学系研究第3号」でまとめたので、この論文では、「実名発表と匿名発表」、「実名報道と匿名報道」に焦点を合わせて論考を試みた。この問題に関しては、「報道の自由」、「国民の知る権利」、「被害者のプライバシー保護」などが複雑に絡み合い、確たる結論が見えていないのが現状である。ただ福知山線事故後の7月に、政府の犯罪被害者等基本計画検討会が、年末にも閣議決定が見込まれている基本計画骨子案に「事件、事故における被害者名の発表については警察が『実名か匿名か』を独自判断する」という一文を盛り込むことを決めたことから、メディア側は早急に新たな対応を迫られる事態になったといえよう。

#### 2. JR福知山線事故被害者の匿名発表

福知山線の事故後、犠牲になった人たちの名前、年齢、住所、職業などは判明されたものから随時、テレビなどの放送や新聞で紹介された。その後、朝日新聞が5月1日、読売新聞が5月4日、毎日新聞が5月5日、産経新聞が5月22日に、それぞれ「107人の犠牲になった人たち」などとして、紙面1ページを使う特集で名前、顔写真などを掲載した。岡山でも地元紙の山陽新聞が4月29日などに紙面の一部を割く形で、犠牲者の特集を組んだ。大事故が発生した場合、新聞では犠牲者をまとめて掲載することが多く、事故後の一般的な紙面展開だったが、ただ福知山線事故では、「男性(18)」「主婦(46)」などのように名前を隠して匿名で掲載された犠牲者が、「朝日」で5人、「読売」と「毎日」で6人、「産経」で8人いたのが読者の目を引いた。

この事故では犠牲者名簿を発表する際、兵庫県警は107人の犠牲者のうち4人について「遺族からの承諾を得られない」として、年齢、性別、市区町村までの住所を発表して氏名を明らかにしなかった。各新聞社は、その後掲載された検証記事の中で、兵庫県警に実名の発表を求めるとともに、4人の遺族には実名報道の意義などを説明したが同意が得られず匿名にしたこと、また、県警が実名を発表したもののその後遺族の要請があり何人かを匿名にしたこと、などの経過を明らかにした。

#### 3. 被害者匿名発表の広がり

メディアは「実名報道」が問題になる度に「原則実名報道主義」を主張してきている。この主張を支える

かのように警察など捜査権力側も、これまでは事件や事故の被害者に関しては、少年法による未成年者と性犯罪被害者、精神障害者などを除いて、警察などが確認した段階で、氏名と性別、生年月日か年齢、住所をメディアなどに発表するのが一般的だった。ところが最近になって、この“慣例”が崩れ始め、被害者などを匿名で発表するケースが生じ、場合によっては加害者、被疑者さえも匿名にすることが起こっている。このような事案は増加傾向にあり、福知山線事故はその中で発生したのである。

毎日新聞は2003年6月24日の「めでいあ&メディア」のページで、警察における広報時の「匿名化」の広がりをまとめ、「検証報道 ゆがめる恐れ」として記事を掲載したが、2005年5月31日の同ページで再び、「匿名化」の問題を取り上げた。その2ヶ月ほど前の4月1日に個人情報保護法が全面施行されるなどして世論の状況はさらに匿名発表を受け入れる方向に傾いてきたこと、またこの記事掲載の2年間に、匿名発表は警察だけでなく、消防など公共機関にも広がっていることなどから、その波紋を再びまとめたものだった。

事件や火事が発生した場合、新聞、放送などの記者は現場に駆けつけて取材にあたる。現場には所轄署の幹部がおり、事件の広報役となるのが常である。現場の住所、被害者の氏名、年齢や生年月日、性別を、記者に聞かれるままに答えるのがこれまでの一般的なパターンだった。場合によっては、原因など事件の核心についても推測を交えながら話すこともあった。火事現場では、警察とともに消防も机を広げて現場の見取り図や被災家屋の住民氏名や年齢、生年月日、性別などを黒板や紙に書き込み、記者はそれを見て、さらに現場の幹部などに詳細を確認して記事を書いた。現場に行かなくても、または行けなくても、警察署や消防署で住所や氏名、年齢などを取材することができた。

匿名発表をした警察、消防などは「個人情報保護法」による本人の同意やプライバシーの問題などを理由にあげている。「なぜ、メディアに知らせたのか」という苦情や抗議も理由にあげることもある。事件に巻き込まれて頭を抱え込んでいる家族に取材陣が大勢で押しかける、いわゆるメディアスクラムが問題化してから、このような抗議や苦情は増え、2003年の個人情報保護法成立後は、法を盾にするトラブルが捜査側と被害者の間に多くなっている。個人情報保護法では、「報道目的の場合は『民間の個人情報取扱事業者が本人の同意を得ないで第三者に個人情報を無断提供することを禁止する』義務規定の適用対象外」になっている。また消防当局は個人情報取扱事業者に当たらないことになっているのだが、警察、消防などにとっては、「トラブルを抱え込むことは避けたい」の一心からか匿名発表への傾斜を加速しているようだ。

2005年5月31日の毎日新聞「めでいあ&メディア」のページには、「札幌市では今月16日、高層マンションの火災をめぐって、札幌市消防局の消防指令が、火災発生場所のマンション名を『個人情報なので教えられない』と拒否した」という記事が出ている。「火事は深夜の発生で、電話取材した毎日新聞記者に対し、消防指令はマンション火災発生の事実を認め、出火場所の部屋番号と住所を丁目まで教えた。ところが、マンション名を尋ねると、回答を拒み、「住所の丁目以下の枝番についても『場所を特定される恐れがある』と拒否した」というのである。

#### 4. 警察の恣意的な匿名発表

警察が被害者の実名発表を避ける傾向が広がり、問題化してきたのは1900年に入ってからである。2001年初めに埼玉県警が記者クラブに「事件広報文の被害者の名前は原則として匿名にしたい」と申し入れ、2003年には、青森県警が交通事故を報道機関に広報する際に「事故原因の過失が少ないとみられる運転者、同乗者らを匿名発表とする」という案を記者クラブに提起した。

いずれも記者クラブの反対で、完全な匿名発表にはならなかったが、その後各都道府県警で匿名発表への流れが強まったのは確かだった。反対する記者クラブには「(交通事故などを)報道機関に発表する義務はない」という警察側の発言も聞かれた。また折衷案的なものとして、実名で発表はするものの、事件や事故の関係者が匿名を求めている場合は、「匿名希望」を付記する神奈川県警や愛知県警などのようなケースも見られ始めている。

強い捜査権力を持っている警察は、交通事故から詐欺事件や殺人事件、公安事件などを扱い、非常に幅広い情報を収集することが出来る。しかし、考慮すべきことは情報は警察だけのものではない、ということである。出来る限り、市民の「知る権利」に還元すべきものであり、警察はその義務を持っている。このように考えるのが自然だろう。「発表する義務がある」のである。思わぬ事件や事件に巻き込まれた被害者の「安否情報」は市民にとって大事な情報の一つである。警察はいち早く知らせなければならぬだろう。それに

はメディアを通して行うのが現時点では最良の方法といえるだろう。

「実名発表か、匿名発表か」の議論では、事件や事故に巻き込まれた被害者と、加害者・被疑者とは違う、との考えが強い。加害者・被疑者の実名を隠す必要はない、との考え方である。

警察が、匿名発表を持ち出した背景には、1987年に人権擁護という立場から日本弁護士連合会が提言した「原則匿名報道」がある。都合よく解釈して「匿名発表」の土壌が形成されつつあるとの判断を働かせた。警察の匿名発表は、最初は事件や事故に巻き込まれた被害者だけだったが、次第に加害者・被疑者も同じように扱い始めた。身内の犯罪、圧力がかかりやすい政治絡みの犯罪には好都合との意向が、そこに見え隠れしてくるのである。

発生とともに報道陣が大勢駆け付ける大事件のケースでは、警察による匿名発表はできないだろうし、実際に行われたという事案を知らない。しかし、被疑者を送検、または起訴するまでメディアが熟知しないような事案ならばどうだろうか。実名発表を取りやめることを、勘ぐれば、都合の悪いことはいくらでも隠すことができる。公権力の恣意的な「情報操作」を抑止することができないことにもなるのではないだろうか。

2005年5月31日の毎日新聞「メディア&めでたい」のページには、この危惧を現実にしたような記事が掲載されている。少し長いが引用する。

× × ×

4月17日投開票の秋田県大仙市長選に絡み、秋田県警は今年9日、公職選挙法違反（買収）容疑で現職市議3人（その後辞職）を書類送検した。取材に対し、書類送検の事実とその対象が市議であることを認めたが、「逮捕」ではなく「書類送検」であることを理由に3人の実名、住所、年齢の公表を拒んだ。（略）

県警は4月21日に、落選した候補者と現職市議2人（その後辞職）を同法違反容疑で逮捕した際は、容疑者3人の実名、住所、年齢を記した発表文を報道機関向けに公表していた。ところが、書類送検では発表文を出さなかった。その後、書類送検された3人は、逮捕された元市議2人とともに略式起訴された。

× × ×

警視庁は今年2月、大麻取締法違反容疑で巡査部長(31)を書類送検し、懲戒免職処分にしたが、「強制捜査（逮捕）ではなく任意捜査による書類送検のため」との理由で匿名発表にした。（略）

石川県警は5月、DVDレコーダー2台を盗んだとして、巡査長(42)を窃盗容疑で書類送検し、懲戒免職処分にしたが、発表は「書類送検事案だから」との理由で匿名だった。

× × ×

山梨県警塩山署の今年2月のケースは、県内に住む30代の主婦に対する恐喝未遂容疑で男(43)を逮捕した際、被害者の主婦の年齢を「46歳」と偽って発表したもの。翌日、関係者の指摘で明らかになった。塩山署は「被害者保護のためだった。悪意はなかったが、手段をあやまった」として、「30代」に訂正した。

山梨県塩山署の問題をはじめ、各紙にも掲載されている事案である。最初の例は公人が絡むケース、2例目は警察が絡むケースである。書類送検だからといって一般の市民と同じように匿名でいいケースではないはずだ。

## 5. 警察の「情報操作」への懸念

権力者は情報を独占する、と言われていた。一般市民への情報を制限して、統治に必要な情報だけを流すのだそうだ。現在の警察などが、匿名発表を一般化した場合はどうなるだろうか。すでに問題を取り上げたように、実名を避けることで、事件や事故の発表そのものを隠蔽したり、また発表するにしても警察に都合よいように情報の操作をすることが可能になる。メディアの役割に事件や事故の検証がある。事件、事故などの原因や事実の究明に必要な役割であり、社会全体の利益につながると考えられているが、実名が発表されなくなると、検証に時間と手間がかかることは必定であり、場合によっては不可能になるかもしれない。

1999年10月に埼玉県で起きた「桶川ストーカー事件」は警察による情報操作の例として、よく取り上げられる事案である。女子大生に交際を断られた男が兄らと共に謀して女子大生を中傷するピラをまいた後、女子大生を殺害した。女子大生は殺害される3ヶ月前に中傷ピラに絡んで管轄の上尾署に名誉棄損容疑で告訴したが、署員は放置した。事件後警察は告訴を受理した事実を隠すために、被害者が出したのは告訴でなく被害届だったように見せかける改ざんを行ってミス隠そうとし、事件発生後の記者会見でも告訴していた事実を公表しなかった。

この事件では、テレビの報道番組など、メディアが執拗に遺族に接触、取材して事件の全体像を明らかに

したために、警察の隠蔽工作が発覚した。メディアの執拗な検証がなければ、ひょっとするとこの事件は警察が発表するままだに、いわば警察のミスはなかった、として終わったかも知れないのである。

このような殺人事件では被害者が匿名で発表されたままで推移することはまずありえないだろうが、警察が都合の悪い情報を隠したままで事件が推移する可能性は十分に懸念される。仮に匿名だとしたら、メディアの検証は時間がかかり、それとともに追求の矛先も鈍ることが推測されるのである。

ただ、メディアも万全でない。「桶川ストーカー事件」とは逆に1994年夏の「松本サリン事件」では警察の意図するところにはまってしまった。メディアは警察の捜査に過剰反応して自宅捜査された被害者を容疑者として扱い、オウム真理教（現在のアーレフ）の犯行と分かった後に「お詫び」をするという失態を犯した。警察は被害者を逮捕こそしていないが、ほぼ容疑者として扱っており、メディアはそれを信じた。メディアも悪いが、都合よいように発表してメディアを動かす「情報操作」のケースといえるだろう。検証がなければ、警察の発表が真実として通用するようなことさえ起こりうるのである。警察など捜査権力に対抗するためにメディアにはいま以上の「力」が求められるのである。

## 6. スマトラ沖地震と外務省の「匿名発表」

情報を制限する理由の一つに捜査機関が「個人情報の保護」を持ち出すことは触れた。関係者からの苦情に巻き込まれないための方策だとも触れた。官公庁にとっては都合がいい理由になるとの危惧は、2004年末のインドネシア・スマトラ島沖で発生した大地震における外務省の対応で現実となった。外務省は同じような理由、関係者からの“要望”で実名の公表を拒否する姿勢を示したのである。

地震は12月26日に発生、マグニチュード9.0という巨大な揺れとともに大津波がインドネシアやインド、タイなどを襲い約31万人が死亡、または行方不明になった。日本人もタイのリゾート地プーケット島などを中心に36人の死亡と6人の不明が確認されたが、外務省が名前を公表したのは遺族ら関係者の同意が得られたとする4人だけで、残りの人たちについては家族の意向だとして被害者の実名を公表しなかった。

「災害の被害者なのだから、犯罪報道と異なって、実名報道を控えなければならないという点がある一方で、社会の正当な関心事であるとも言える」という意見がある半面、「日本新聞協会で本格的に取り上げないと、これだけ大きな災害が起きたときに、新聞に犠牲者の名前がのらないという、とんでもないことが当たり前となる」という外務省の姿勢に疑問を投げかける考えがある（注1）。

これまで普通に発表されていた名前が、発表されないことが普通になる。しかし、このような災害の被害者を匿名で発表することと、外務省が主張する「個人情報の保護」とは少し違うような気がする。災害には「安否確認」がわれわれ市民の関心事でもある。外務省が発表する災害者名は個人情報保護の対象にはならないはずだ。「市民の知る権利」が官公庁や強制捜査権力を持つ側の判断だけで制約されることは大きな問題である。すでに触れたように、「情報操作」が懸念されるからだ。メディアには市民に伝える役割がある。

## 7. メディアが主張する「実名・匿名判断」

木村ゼミ3年生の2005年のテーマは「事件・事故における報道と市民の意識の乖離」だった。4月には東京と大阪の主な新聞社8社とテレビ局8社に、被害者の報道被害に対する訴えに対してのメディアとしての姿勢をアンケート形式で尋ねた。その中では各社ともに「原則として子どもを含めて実名報道」との回答を寄せた。ただ、「性犯罪被害者は匿名」、「殺人事件で被害者が未成年の場合、第一報は実名だが、続報では匿名も」などとし、「被害者や遺族の人権に配慮して個別に検討する」と答えている。

「事件、事故の被害者が『だれか』はきわめて重要な情報であり、反抗の卑劣さを訴えるためにも、基本的には実名報道が必要」と訴えている。

メディアは、アンケートに見られるように加害者が少年や精神障害者などの場合や性犯罪被害者などについては考慮するとしたものの、原則として事件や事故に巻き込まれた被害者だけでなく、事件や事故を引き起こした加害者や被疑者に対しても「実名報道」を主張している。事件や事故をメディアが報道するのは、「なぜ起きたのか」を明らかにして同じような悲劇が繰り返されないようにしよう、という願いを込めているのだという。「どうすれば防ぐことができるのか」という予防的な考えを社会に提起する、という役割もある。事件や事故に巻き込まれた人々の安否を知らせるという役割もある。メディアが繰り返して述べる理由であり、これまでのメディアの歴史を見る限りその役割を否定することは難しいと思う。しかし「匿名発表」が原則となれば、事件や事故の現場にいなければ取材を深めることはできないし、場合によっては現場さえ

も分からず取材さえもままならないことになる。

メディアの役割にはもう一つ「権力の監視」という大事なものがある。

「事件、事故における警察の捜査に問題はないのだろうか」、「違法性はないのだろうか」という「監視の役割」である。警察は強制捜査権を持つ。そのためにはメディアは警察の監視、捜査が適正に行われているかをチェックする「目」の必要性を訴える。一般的に市民が事件や事故を知るのは新聞やテレビ、ラジオ、最近ではインターネットがこれに加わる。「市民の知る権利」のためにまず、メディアが確かな情報を提供しなければならない。

こうしたことから、「警察は実名で発表し、実名で報道するのか匿名で報道するのかはメディアで判断」という考え方が、メディアを中心に出版されている。「実名か、匿名か」をメディアがメディアの責任で判断して報じ、同時に「検証」を行うのである。

だが、このメディアが「実名か匿名か」を判断する方法はいいのだろうか。「メディアは監視役」との立場に立てば、また先述のような警察など権力側の問題点をみれば、警察などが判断するよりはいいかも知れない。しかしすべての問題を解決するものでないことは、次に取り上げる 2001 年 9 月の東京・新宿・歌舞伎町のビル火災が示している。

### 7-1 新宿・歌舞伎町のビル火災

東京・新宿・歌舞伎町のビル火災では、実名を警察や消防が発表したのだが、メディアの報道形態が大きく相違したのである。

火事は 9 月 1 日未明に発生、4 階建て雑居ビルが焼けて客や従業員 44 人が死亡した。被害者は 3 階と 4 階に集中しているのだが、3 階はマージャン店、4 階の店舗が風俗営業的な飲食店だったことが報道が大きく分かれる原因だった。

表-1 はこのときの東京の各紙面の報道状況をまとめたものである。この論文では考察しない「顔写真」にも触れたほうがよく理解できると思い、同じく表の中に加えた。

	被災店舗の表記	犠牲者名簿の表記	記事中の犠牲者氏名の表記	顔写真
朝日新聞	「飲食店」	実名掲載	実名で掲載	掲載
産経新聞	「キャバクラ」	実名掲載	実名と匿名の混在掲載	掲載
毎日新聞	「飲食店」	実名掲載	実名と匿名の混在掲載	不掲載
読売新聞	「女性が接客するキャバクラ形式の飲食店」から「飲食店」	一部実名掲載	匿名で掲載	不掲載

報道は、「4 階で亡くなった若い女性従業員の家族にとって、『そのような店』に勤めていたことが世間に知られることは避けたいことではないのか」、「あえて公表して家族を鞭打たなくてもいいのではないか」という声がある。この報道のあと続き、揺れ動いたのである。それはまた、亡くなった客についても同じことだった。「死亡した場所は決して名誉な場所とはいえないものの、プライベートな時間を過ごしていただけなのだから、そっとしておいてやるべきでないだろうか」という意見だ。

この火災の報道では、犠牲者名をめぐり各紙の扱いが違ったことから、「プライバシー侵害と保護」との観点から賛否の議論が沸きあがった。朝日新聞、毎日新聞、読売新聞などは社内に設置している第三者機関(注2)で論議、結果を紙面で報告しているが、そこには「実名は不要」とする立場の意見と「実名は必要」の意見が交差して興味深い。

表-1 で分かるように、犠牲者名簿でも記事中でも実名で報じたのは朝日新聞だけだったが、朝日新聞が 2001 年 9 月 23 日に掲載した『「報道と人権委員会」(PRC) 第 4 回定例会』の報告紙面には、「職業と年齢だけでいい」とする意見と「一生を終えるとき、新聞に匿名でしか出なかったというのは情けない」「(顔)写真があり実名がありということで、命の重みを感じる」との意見がぶつかっていた。

毎日新聞では 2001 年 10 月 2 日の紙面で第三者機関『「開かれた新聞」委員会』、読売新聞では 2001 年 11

月 24 日に同じく「新聞監査委員会」の論議の結果をそれぞれ報告しているが、そこにも「犯罪者でない以上、被害者のプライバシー保護への配慮があつてしかるべきだ」との考えに対して「被害者を匿名にすることには抵抗を感じる」「匿名にされたら自分の存在を無視、もしくは抹殺されたようで不快な感じを抱くと思う」などの意見があつた。

ただ、いずれにしても被害にあつた店舗の表現をどうするかをも考え合わせての意見で、「実名報道で人権に配慮すれば、単に『飲食店』にすればいいのかな」とするものもあれば、「一度は正確に店の種類を書く必要がある」、「匿名で報じ、店の実態を書くべきだ」などとする考えもあつた。

人権に配慮すれば「匿名」だが、災害の実態や安否情報などの観点からは「実名」だとする考えのぶつかり合いである。現在においても解決されていない問題でもある。

このような意見や考えに対して、新聞社はどのように考えているのか。朝日新聞の『報道と人権委員会』第 4 回定例会の報告では、当時の臼井敏男・東京社会部長が「(店舗は)接客を伴う飲食店の範囲に入ると判断したうえで、営業内容が直接火事の原因にむすびつくものではないから、単に『飲食店』と表現した。固有名詞は事実を正確かつ具体的に報じる上で書かせない要素だ。人の生死を扱う事件報道の場合、それはニュースの根幹と言え」と述べ、毎日新聞の『開かれた新聞』委員会では、常田照雄・東京社会部長(当時)が「このような惨事での安否情報は極めて高い公共性を持ち、匿名にすると報道の責務に応えられません。(略)災害の実態を伝える使命と、不慮の死を余儀なくされた客や従業員の名誉、残された家族の感情などを総合的に考慮した」「4 階の店の業種についても『飲食店』と表記することで興味本位の憶測を避けながら、個別記事で業態を過不足なく書く手法を取りました」と記している。

読売新聞は「朝日」、「毎日」に比べて実名を押さえたが、桃井恒和社会部長(当時)は『新聞監査委員会』顧問・審査委員第 2 回合同会議で「原則はありのままを伝える実名報道だが、何らかの配慮が必要な場合はある」と述べた後、「この問題はその都度考え選択していく方がいいと思う」と、話している。

各社の考え、各紙面に登場した識者らの考えは個別に見ていけばそれぞれうなずけることが多い。しかし各社の考えがこのように相違して、それぞれの考えで、「実名報道」と「匿名報道」が入り交じればどうだろうか。複数紙を見れば、匿名を判断した社の意向は何ら活かされないことにはならないだろうか。メディアはいま、マス・メディアの時代である。すべてのメディアが歩調を合わせないことには「匿名報道」の意味がなくなることになる。

## 7-2 精神障害者と少年の犯罪

容疑者が少年であつたり、精神障害者の可能性がある犯罪でも意見の分かれることが多い。それだけに難しい判断を迫られることになる。

2001 年 6 月に発生した大阪教育大学附属池田小学校の乱入児童殺傷事件では、容疑者の名前が事件直後に実名で発表されながら、しばらくたって匿名になり、また実名報道になった。容疑者の通院歴が判明したことによるものだが、経過をたどれば匿名報道が意味をなさなくなることを示している事案である。このようなケースは 1999 年 7 月の全日空機ハイジャック事件でもあつた。羽田から北海道・千歳空港に向かって全日空機が包丁を持った男に乗っ取られた。男は羽田に舞い戻った後逮捕されたが、入通院歴などがあつたために、事件直後実名で報じていたメディア各社はすぐに名前を伏せた。ところが発生から 4 日後に産経新聞は実名報道に戻した。

この事件はその後男が起訴されたために産経新聞以外のメディア各社も実名報道に戻し、大きく問題化することなく終わったが、男が犯行時に心神喪失状態だったなどで刑事責任能力が問われず、起訴されなかった場合はどうだっただろうか。「匿名」を判断したメディアの意向が活かされないことになるのではないだろうか。

少年事件についても同じことがいえるだろう。少年事件は、少年法が犯行を犯した少年の更生を目的としているために罰則を設けていないことから問題をさらに複雑化している。1998 年 3 月の大阪・堺市通り魔事件は、19 歳の少年がシンナーを吸って朦朧とした中で、包丁を手に登校中の女子高生を襲って刺して重傷を負わせ、さらに幼稚園児を刺殺、母親にも重傷を負わせたものだが、新聞各紙は発生直後から少年の犯行として匿名報道にしたのに対して、新潮社発行の雑誌「新潮 45」は、フリージャーナリストのルポの中で少年を実名で紹介した。少年側は新潮社を名誉棄損で訴えたが 2000 年 2 月に大阪高裁は「悪質重大で社会的にも関心の高い事件では実名報道は不当とはいえない」「(少年法 61 条は)少年に実名報道されない権利を

与えるものではない。権利があったとしても報道の自由に優先するものでない」として新潮社側に勝訴の判決を言い渡した。少年が上告を取りやめたことから確定したものの、「少年犯罪は実名報道か匿名報道か」の課題に、さらに議論の余地を残したものといえる。

同じように新聞が匿名にした少年の実名を週刊誌などが掲載する事案は、1989年に発覚した東京、埼玉にわたる「女子高生コンクリート詰め殺人事件」などにも見られる。

犯罪の低年齢化、悪質化が進むにつれて実名報道を是認する市民の声が強まっているのも議論をさらに複雑にしているのであり、場合によっては新宿・歌舞伎町のビル火災や全日空ハイジャック事件などと同様、「匿名」が意味をなさなくなる恐れを抱かせる。

## 8. 日本弁護士連合会の「原則匿名報道」提言

日本弁護士連合会が1987年に「原則匿名報道」を提言したのは、容疑者には判決確定まで「推定無罪原則」があることによる。加害者として報道されたものの、その後誤認逮捕などで釈放されたとしても名誉の回復を図るためには、現在の日本では損害賠償金で償ってもらおう意外に方法はない。「報道された」、という事実は残るのである。まして、現在の報道は概して、発生時には扱いは大きくても、誤認逮捕などでの釈放だとしても扱いは小さくなるのが一般的である。冤罪で容疑者にされた人たち、なかでも反論の術を持たない一般の人たちの人権はほぼ永久に回復されないのではないか、それならば発生時は匿名で報じ、裁判が確定してから実名で報道していいのではないかと、主張している。

ただ、公人の場合は別である。日本弁護士連合会は現時点では公人まで「原則匿名報道」を適用する考えはないとしている。

2002年に東京で電車内の痴漢行為容疑で小学校校長が逮捕され、その後起訴猶予処分になった事件があった。毎日新聞は逮捕時に実名で報じ、起訴猶予処分後匿名に切り替えた。校長は一貫して犯行を否認しているものの、起訴猶予処分後も取材に応じず、そのまま沈黙を守り通したために、名誉が回復されないままに事件が終結した形になっている。1994年6月の「松本サリン事件」は、メディアの謝罪記事を、疑われ犯人扱いされた通報者が受け入れるかたちで一応解決した。これらの事件は発生時に匿名で報じていたならば、その後の展開は違った形になったものと推測されることから、日本弁護士連合会の主張にもうなづけるところはある。匿名報道ならばメディアの判断が各社によって分かれて、匿名の実効性が薄くなるという矛盾をも避けることができるだろう。しかし、実際に犯行を犯して現行犯逮捕された者までを裁判で無罪が確定するまで、いわば発生時から匿名で報じることがどうだろうか。大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件で逮捕された男を、逮捕時から匿名で報じたならば、市民感情としてフラストレーションなしにニュースを見聞きすることはできるだろうか。

### 8-1 メディアの新たな動き

メディアは、この日本弁護士連合会の提言以降も「原則実名主義」の主張を崩していない。メディアとしては「記事の客観性、正確性と読者に与える記事の説得性」、「犯罪への抑止効果」、「公権力行使への監視」をあげて、主張の理由を強調している。ただ、提言の意向を汲んでの動きはある。

1989年に日本新聞協会研究所が「社外の専門家による紙面審査制度導入」、「第三者による苦情処理機関の自主的創設」などを提唱し、同年に毎日新聞が容疑者名の呼び捨てをやめて「××容疑者」、被告に「××被告」など表記することを始めた。1984年にNHKが始めていたものだが、呼び捨ては、市民が「容疑者＝犯人」と受け取る、との考え方である。この考えは、朝日新聞も同年受け入れるなどして広がりを見せ、その後新聞だけでなくメディア全体の中で定着してきている。また第三者機関として、放送が1997年にNHKと日本民間放送連盟が共同で「放送と人権等権利に関する委員会（BRC）」を立ち上げ、2003年には取材や報道に関する苦情の窓口として「放送倫理・番組向上機構（BPO）」を設置した。新聞社では2000年に毎日新聞が『開かれた新聞』委員会を開設以来、各社で人権侵害を監視する組織が相次ぎ、実名報道により懸念される人権問題に配慮を示している。出版関係でも、2002年に「雑誌人権ボックス（MRB）」が設置された。

### 8-2 犯罪被害者等基本計画

こうしたメディア側の動きが相次いでいる中、2005年夏に今後の行方を左右する動きがあった。政府の犯

罪被害者等基本計画検討会が基本計画の骨子案をまとめた 2005 年 7 月 26 日の第 6 回会合で、警察などが被害者を発表する際に実名にするのか、匿名にするのかが問題になったのである。「被害者の承諾がなければ実名で掲載すべきでない」との意見があった半面、「厳格な取材のためにも発表は匿名にすべきでない」との意見もあり、実名か匿名かについての結論は出さなかったものの「警察は匿名発表を望む犯罪被害者の意見と報道の自由や国民の知る権利を踏まえて、プライバシー保護と発表の公益性を総合的に考慮し、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する」との文言を、骨子案に盛り込むことで合意したという（注 3）。

メディアでなく、警察が実名か匿名かを判断するとの結論と同じで、広がりつつある警察などの捜査側の匿名発表を認めたものと受け止められている。

骨子案は 12 月には閣議決定されるという。

## 9. JR 福知山線事故とメディア

「実名発表」か「匿名発表」かの流れは、警察が主張する「警察判断」に傾きつつある。JR 福知山線事故では捜査にあたった兵庫県警が犠牲者の家族の了解が得られないとして 4 人を匿名で発表したことはすでに触れたが、県警はさらに 5 人について遺族ら関係者の匿名希望を後から報道関係者に連絡してきている。この事故ではさらに、個人情報保護法の運用が不明確だとして、いくつかの病院で、運び込まれた負傷者氏名の発表がメディアだけでなく家族の問い合わせに対してもなされない、という事態も起こった。また、JR 西日本も、まとめた乗客名簿について、交通傷害共済金の支払いのためにと提供を求めた西宮市民共済生協の要請にしばらく応じず、兵庫県が被害者の心のケア実施のために提供を求めたのに対しても、個人情報保護法を理由に 7 月まで拒否の姿勢を続けた。被害者や遺族に対しては、他の遺族の連絡先やリストは拒否したままである。個人情報保護法の運用についての解釈が一定でなかったとはいうものの、名簿の提供を拒否することはこれまでなかったことだった。

### 9-1 揺れ動く「実名報道」

メディアはこの事故でも「原則実名報道」を主張、先述の匿名発表の 4 人に対しても接触を試みている。朝日新聞は 5 月 29 日の「JR 脱線事故報道」のまとめで、「(県警は) 事故の翌 26 日～28 に身元確認できた 4 人については氏名を明かさず、住所は市と区名のみを発表した。県警は『遺族に 2 回にわたって確認した。匿名は遺族感情に配慮した結果』と説明。(略) 朝日新聞は事故の犠牲者の実名報道を原則としている。ただし一度報道した後、遺族から要望があった場合は、死亡の事実がすでに報じられていることも踏まえ、以後は匿名とした」と記し、同じページで大西信治・大阪本社社会部長が「犠牲者名簿を掲載するにあたって、強い匿名希望があれば、理由や事情を確認し、意向に沿うよう配慮した。偶然巻き込まれた事故であり、遺族に強い意向があれば、考慮しなければならないと判断した。しかし、朝日新聞は本来、事件・事故での実名報道を原則としている。名前は人格の基礎であり、事実を報じるうえで、最も基本的な情報だからだ。事故や災害時の安否情報の公益性は極めて高い。個人情報保護法が例外規定を設けているのも、その観点からだ」と述べている。

しかし、犠牲者の家族の心は揺れ動き、一旦は兵庫県警に実名発表で了解したもののその後拒否に転じて、報道に際しては匿名になったケースもある。その数字の差が、「はじめに」で触れた数字の結果である。

捜査側が「匿名発表」の姿勢を強める中で、メディアは「捜査当局などは実名発表、匿名報道かどうかの判断はメディア」とする主張を繰り返し強調しており、福知山線事故の報道は議論を一層クローズアップしたものになった。警察は「遺族らの意向をある程度は反映できた」とし、メディアも「何が何でも実名報道でなく、報道に対しては犠牲者の関係者の意向を十分に汲んで判断するという姿勢を示すことができた」と、「メディアの自主的判断で十分」と主張している。

### 9-2 「実名」「匿名」に対する識者、市民の考え

「実名報道」なのか、「匿名報道」なのか、市民はどのように見ているのだろうか。福知山線事故に関して、木村ゼミで調査した結果を出す前に毎日新聞 5 月 24 日の「めでいい&メディア」面に掲載された識者の考えを紹介したい。同新聞の第三者委員会『「開かれた新聞」委員会』の 4 月度の見解を報告したページだが、そこには「兵庫県警が犠牲者のうち 4 人を匿名公表した是非と報道のあり方」が問われているのである。この委員会には大学教授、フリージャーナリスト、作家、テレビプロデューサーの 4 氏が委員として加わって

いるのだが、4氏ともに実名発表の必要性を説き、兵庫県警が一部の犠牲者を匿名にしたことを問題にしている。理由としては、この考察の中で触れてきたように、「未曾有の脱線事故の犠牲者にかかわる情報は極めて高い公共性、公益性が認められる」、「兵庫県警は4人、毎日新聞は6人を匿名扱いにした。それでは、人の死から公的意味を奪うことになりはしないか」、「事故や災害の犠牲者の氏名は、関係者にとって極めてニーズの高い情報だ」、「犠牲者の名前が匿名だと、事実の確認が非常に弱くなり、社会が報道を通じて知る必要のある重要な情報が届けられなくなる恐れがある」などをコメントとしてあげている。

筆者も共感するコメントばかりなのだが、実はアンケートの一般市民の反応はやや違っているのである。

表2、表3は、福知山線事故における「匿名報道と顔写真の掲載」について、岡山市民の意向をアンケート調査したものである。木村ゼミの3年生が、自分または家族の知人などに依頼するか、市内で無差別にお願いして集めた市民の意識の結果である。対象は、無作為の7歳から79歳までの男女で、計389人(男209人、女180人)、調査は事故直後の5月7日から16日までの10日間行った。

触れてきたように、メディアは「原則実名報道」を掲げており、福知山線事故でも匿名報道を希望する犠牲者の関係者には積極的に接触を図り、実名での報道を要請してきている。しかし、結果として何人かは兵庫県警へ要請したように実名報道を拒否し、さらに当初の4人から、実名報道を拒否する関係者は増加した。

犠牲者の実名は、事件や事故の検証に必要なこと、この福知山線事故のような災害では犠牲者を知る幅広い人たちのための安否確認が重要であることなどをメディアが主張していることを述べてきた。この考察の中でも、メディアの主張には全面的ではないものの、理解を示してきた。しかし、この表2、表3を見る限りにおいては市民の半数の人たちが犠牲者の実名や顔写真掲載(放送)について、必要性を感じていないのである。福知山線事故のような、いわば事故に巻き込まれた犠牲者だから、必要ないのだろうか。顔写真については、先述の5月29日朝日新聞で、大西信治・大阪本社社会部長が「顔写真は、プロフィールを表す貴重な情報であり、生きた証しだ」と述べているが、アンケートでは必要性を感じていない。アンケートでは、選択肢から選んでもらう方式でなく、記入式をとった。そのためいくつかの意見が書き加えられていたのだが、「このような災害だからこそ必要だ」とする「安否情報」についても、「知り合いが犠牲になったら、当然連絡が入るから不要」との記入がかなりあった。

「原則実名報道」を主張するメディアが見逃せない考えや意見であり、この考察で、メディア側にとって論考を進めてきた筆者も考慮すべき意見といえようか。

## 10. まとめ

「実名報道」を当然のこととしてきたこれまでのメディアを見てきた筆者には「匿名報道」は正直なところ違和感を覚える。事件、事故などの記事ですべてが匿名で報じられた紙面を想像すると、多分記事の知りたい内容は分からず「こんな事件(事故)があった」とどまるのではないだろうか。しかし、ここで考察してきたように人権意識の高まり、メディアスクラムをはじめとするメディアにおける問題などを考えていけば、いま何らかの方策を考えなければならない時期にさしかかっていることが実感される。

「警察による判断」が犯罪被害者等基本計画の骨子案に盛り込まれようとしているが、警察の安易な隠蔽体質、恣意的な判断がなくなる保障が見出せない限り妥当とはいえない。主として毎日新聞紙面からピックアップした警察の遺憾な発表は、他紙の報道をも合わせればかなりの件数になる。決して見逃すことができないのは、場合によっては「桶川ストーカー事件」のように重大な問題まで発展する危惧があるからだ。

では、メディアに判断を任せればいいのかというと、やはり問題なしとはいえない。メディアが求め、われわれ市民の「知る権利」を満たしてくれるのは、「実名報道」の結果だという、メディア側の言い分には納得できる。しかし、人権の立場から匿名が必要なケース、少年犯罪や精神障害が疑われる犯罪者の場合に判断

表2 JR事故における犠牲者報道についての意識調査

犠牲者の匿名報道はどう思う？		犠牲者の顔写真不掲載はどう思う？	
妥当(問題なし)	49%	妥当(問題なし)	52%
遺族・関係者の意向	26	遺族・関係者の意向	25
実名で報道すべき	11	実名で報道すべき	8
不明	14	不明	15

表3 JR事故意識調査における年齢分布

19歳未満	77人
20歳代	156
30歳代	34
40歳代	60
50歳代	42
60歳代	10
70歳以上	10

が各社ごとに分かれて報道すれば、「匿名」の用がなさなくなることは、これまでのいくつかの例から教えられた。メディアの「原則実名報道主義」は市民にはさほど受け入れられていない。背景にはメディアスクラムが立ち上がるからだ。大きな衝撃を受けた被害者や場合によっては遺族に群がって取材する。相手の立場や心を一顧だにせず、同じような質問、答えにくい質問などを繰り返す報道関係者に、被害者は悲鳴を上げている。そこに「実名発表はすべきでない」との声が出てくるのである。

1994年4月の名古屋空港の中華航空機墜落事故で夫と実父母の3人を亡くした長野県飯田市に住む永井祥子さんや2001年6月の大阪教育大学附属池田小学校で長女をなくした酒井肇さんらは、メディアの役割、事件や事故を繰り返かえさないためにも事件や事故を風化させないという大きな役割を認めつつも、時と場所をわきまえない報道陣には非難の言葉を上げている。

真に、人権の立場から考えれば日本弁護士連合会が要望する「匿名報道」がベストまたはベターだろうが、そのようなニュースを聞いたり見たりした市民はいつも納得するだろうか。警察など捜査権力側が実名を発表して、メディアが取材した上で被害者や被疑者などの実名を出さずに記事を書き、読者や視聴者である市民に十分分かってもらうためには、かなりの筆力が必要ではないだろうか。

また少年などが匿名をいいことに犯行を繰り返したという供述を耳にすれば、安易な匿名は慎むべきではないか、との考えも頭をもたげる。犯罪の低年齢化などを受けて、市民が少年の実名報道を求める動きを示しているのも、この問題の複雑さを示している。

市民は、JR福知山線事故におけるアンケート結果のように概して被害者の実名報道にはやや否定的だが、被疑者の実名には寛容である。

結論として、警察など捜査権力側は実名発表を避けるべきではなく、報道する際には、メディアが「実名か匿名か」を熟考すべきだ、といえよう。しかし、メディアの判断はすべての社の判断がそろわなくては行けない。新聞や放送だけでなく雑誌やインターネットなども当然含まれる。現在の事情を考慮すればまず難しい。ならば、第三者機関の判断となる。これもそう簡単ではないだろうが、「警察の判断が妥当」との考え方が政府機関で進められようとしている現在、メディアの早急な行動が必要なのである。「個人情報保護法案」が取りざたされ始めたころ、メディアの動きは鈍かった。メディア規制が織り込まれようとは考えなかったからだといわれている。自らの居場所が揺るぎ始める前に行動を起さなければならない、ことを学んだはずだが、この「実名・匿名」問題についても動きは決して早いといえない。「警察など捜査権力側は実名発表し、匿名報道するかどうかはメディアがメディアの責任で判断する」という主張も、市民からの支えも薄く今まさに主張だけに終わろうとしているのである。

メディアは市民を味方につけるために、被疑者の扱いについては、松本サリン事件を反省して警察の発表を鵜呑みにするような取材姿勢は改め、場合によっては、起訴までは匿名報道をして冤罪における人権侵害を守るといって、一歩下がった考え方をすべきかもしれない。災難に巻き込まれた被害者については、メディアスクラムが市民をして匿名報道を受け入れている現状を見据えていかなければならないと思う。福知山線事故におけるアンケートでは、市民は事故原因や事故状況の大々的な紙面展開や放送には違和感を訴えていなかったが、約1ヶ月連日のように繰り返された犠牲者や関係者のドラマ、ストーリーものには、拒否反応を示していたことを知ってほしい。メディアと市民の間に意識の溝ができたり、深くなったり、広がることは、「知る権利」「報道の自由」からもっとも避けなければならないことなのである。

注1 読売新聞（大阪本社発行版）2005年4月26日朝刊「報道と人権・プライバシー 新聞監査顧問・審査委員第9回合同会議」報告における発言

注2 被害者報道をめぐる人権問題がクローズアップされたのをを受けて2000年に毎日新聞が『開かれた新聞』委員会を設置したのをはじめ、朝日新聞が2001年に『報道と人権委員会』（PRC）設置、読売新聞も同年に「新聞監査委員会顧問」を委嘱するなど、各新聞社や通信社に第三者機関が開設されている。大学教授やジャーナリスト、作家などに委員や顧問を委嘱して定期的に会合を開いて、新聞社や通信社に寄せられた記事による人権問題などの苦情を中心に意見を述べている。各新聞社は、審議内容や意見などを紙面に掲載して読者に報告している

注3 毎日新聞（大阪本社発行版）2005年7月26日

主な参考文献

- 1) 高橋シズエ・河原理子：〈犯罪被害者〉が報道を変える、岩波書店(2005)
- 2) 現代ジャーナリズム研究会：放送における取材・報道ガイドラインの分析(2005)
- 3) 朝日新聞社：事件の取材と報道(2005)
- 4) 岡山理科大学総合情報学部社会情報学科社会分析研究会：社会科学系研究 第3号(2005)
- 5) 酒井肇・酒井智恵・池埜聡・倉石哲也：附属池田小学校の遺族と支援者による共同発信 犯罪被害者支援とは何か、ミネルヴァ書房(2004)
- 6) 人権と報道関西の会：マスコミがやってきた！取材・報道被害から子ども・地域を守る、現代人文社(2001)
- 7) 高山文彦：少年犯罪実名報道、文芸春秋(2002)
- 8) 松井茂記：少年事件の実名報道はゆるされないのか、日本評論社(2000)
- 9) 日本弁護士連合会人権擁護委員会：人権と報道、明石書店(2000)
- 10) 浅野健一：犯罪報道の犯罪、学陽書房(1984)
- 11) 朝日新聞（大阪本社発行版）：2001年9月23日朝刊、2005年5月29日朝刊、2005年6月21日朝刊
- 12) 毎日新聞（大阪本社発行版）：2001年10月2日朝刊、2005年5月24日朝刊、2005年5月31日朝刊
- 13) 読売新聞（大阪本社発行版）：2001年11月24日朝刊

Refusal to release the names of the victims by police  
— Consideration of the train disaster  
on the JR Fukuchiyama Line —

Kunihiko KIMURA

*Department of Socio-Information, Faculty of Informatics  
Okayama University of Science  
1-1 Ridai-cho, Okayama 700-0005, Japan*

(Received September 30, 2005; accepted November 7, 2005)

On April 25, a commuter train on the JR Fukuchiyama Line slammed into an apartment building in Amagasaki, Hyogo Prefecture and a total of 107 people died, many more were injured. Media covered the disaster in detail so that they caused the so-called “media scrum”.

In this accident, the Hyogo Prefectural Police refused to release the names of 4 of the 107 dead due to objections from their families. The media demanded full disclosure, but the police continued to refuse to release the names of 4 dead.

Refusal to release the names of people who encounter with a disaster by police and public institutions shows a rising tendency recently. But, media have a social duty to provide general information about people who encounter with a disaster.

It is necessary for police, public institutions to release them and media or the third party decides to report them or not.